

大町溝

No.124

平成16年1月1日発行

発行者

山形県飽海郡平田町大字砂越字小形111番地

大町溝土地改良区 理事長 齋藤 隆

TEL 0234-52-2350(代)

FAX 0234-52-3515



平田町郡鏡公民館主催「水の旅」研修参加者の記念撮影

平成十六年の新春を迎え組合員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

日頃から大町溝土地改良区の事業運営につきまして組合員の皆様からご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

昨年は、平成五年以来十年ぶりの低温・日照不足などの異常気象の影響で作況指数が全国平均

「90」、山形県平均で「92」となっていました。

指数の一番低い県として、

青森県では「53」となっており

収量や品質の低下による

社会的な影響が懸念され

るところであり、米不足

が騒がれ近年にない米価

高騰の状況による一層の米

離れも心配されるところ

です。

昨年十月に平成十五年からの五年

間を計画期間とする新たな土地改良

長期計画が閣議決定されました。このなかでは、食料・農業・農村基本法の理念を国民・消費者に対してサービスを提供していく観点からとらえ、「いのち」「循環」「共生」の視点に立って、環境との調和に配慮しつつ、計画的かつ総合的に土地改良事業を実施することとしております。安全で安心な食料を安定的に供給すること等により国民・消費者の

新年にあたり

大町溝土地改良区



理事長 齋藤 隆

「いのち」を守る農業農村の基盤づくり。自然循環を基礎とする農業の基盤づくりによる有機性資源や農業用水の循環などを通じた「循環」を基調とした社会の構築。農業の持続的な営みや美しい心やすらぎ国民のふるさとづくりにより、人と自然、都市と農村の「共生」を実現。と各々の視点の実現に向け、自然と共生す

る環境創造型事業への転換を進めつつ農業生産基盤整備等を実施するとともに、農業用水の健全な循環を維持・増進し、美しい景観に囲まれた快適な生活環境の形成等の取組を推進することにより、国土の保全等の農業・農村の多面的機能のもたらす便益を、地域住民や都市住民を含めた国民各層が幅広く享受できるように努めることとしております。

今、食を支える農地、その農地に水を引くため血管のように張り巡ら

せた水路や施設の重要性を多くの人たちに知ってもらい、次世代に残すために「21世紀土地改良区創造運動」を全国規模で取り組み、各地で「施設見学」、「体験学習」、「出前授業」等様々な実践しているところでは、大町溝土地改良区でも平田町立田沢小学校の児童が総合学習の一環で研修に訪れ様々施設見学を受けたり、平田町郡鏡公民館が主催し、地域の小中学生や父兄等が参加した大町溝土地改良区管内の施設

あけまして

おめでと

ございます

大町溝土地改良区

理事長 齋藤 隆

副理事長 岩崎 直

会計係理事 庄司 健吉

理事 鈴木 敏夫

同 伊藤 幹雄

同 佐藤 清人

同 富樫 賢一

同 佐藤 良

同 齋藤 誠一

総括監事 齋藤 久太郎

監事 松田 操

同 寒河江 繁

外職員一同



を廻り、地域にどのようにして水が流れてくるのか調べる「水の旅」や、小牧川水環境改善連絡協議会が主催し酒田市立松原小学校の児童・先生が参加した「小牧川の生き物調査」等の各行事にも積極的に参加しております。今後、学校教育と連帯して多くの小中学校から研修に訪れていただくような積極的な取り組みを行い、子供達を介して農家以外の多くの方々からも土地改良区に対する理解と協力を得られるように様々な場面における関わり合いを大切にしていきたいと考えているところです。多くの方々から土地改良区に親しみを持つてもらい、その管理する施設の役割、地域における用排水路の重要性をご理解いただき、事業の推進にご協力していただければ幸いです。

国際情勢では、イラクの復興に世界各国で支援しているところですが、テロによる惨事を目の当たりにし心が痛むところです。日本そして隣国の韓国でもテロにより尊い命を落とすしながら、テロに屈することなく復興に努力しております。一日も早い平和と復興を望むところです。

本年こそは、平和で稔り多き年となりますことと、組合員の皆様のご健勝をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

大町溝土地改良区管理施設の他目的使用について

大町溝土地改良区が維持管理している施設（用排水路・農道等）を他の目的に使用する場合及び浄化槽処理水等を大町溝土地改良区が維持管理している用排水路に放流する場合は、管理施設使用規程に基づき土地改良区の承認が必要です。（承認を得ないで、施設を使用した場合速やかに撤去または、申請を促すとともに承認前に使用した期間に対し、規程に定める3倍の使用料を頂くこととなります。）

※他目的使用の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名で提出し、契約締結後（契約期間は5年間です。）に下表の使用料を納入し使用することとなります。（取扱手数料2,000円）

・使用料又は阻害補償料

使用の目的	単 位	年 額
電柱(支柱、支線を含む)及び鉄塔施設	公衆電気通信法施行令に基づく	
管類の地下埋設	口径30cm以下 1mあたり	300円
	口径30cm～100cm未満 1mあたり	600円
広告物、街灯等	表示面積1㎡あたり	3,000円
橋 梁 等	面積1㎡あたり	5,000円以内
駐 車 場	面積1㎡あたり	2,000円以内

※浄化槽処理水等放流の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名及び地域の総代、支溝代表者等の承諾印を受け提出し、契約締結後（契約期間は5年間です。）に下表の使用料を納入し使用することとなります。（取扱手数料7,000円）

・浄化水及び排水放流使用料

区 分	種 別	単 位	年 額
浄化水	し尿浄化槽	一般家庭用 1ヶ所	2,000円
浄化水	会社、工場、病院、その他	50人槽まで 1人あたり	400円
浄化水	会社、工場、病院、その他	50人～100人槽まで 1人あたり	350円
浄化水	会社、工場、病院、その他	100人槽以上 1人あたり	300円
排 水	会社、工場、病院、その他	排出量1ヶ年 1㎡あたり	2円

水田畑地化基盤強化事業の取組みについて

現在山形県では、転作田の本作化を図るため水田畑地化事業の取組みを積極的に進めております。当土地改良区管内におきましても、県営事業1地区、団体営事業2地区が、平成16年度の事業着工を目標に進められております。将来における転作の本作化を考えた場合、農家負担も少なく、地域における効率的な転作営農を展開するうえで大変有効な事業と思われまます。

ただし、事業採択においては、県営、団体営の両事業ともさまざま採択条件があり、負担割合も変わりますので、事業の要件について説明いたします。より細部の内容につきましては、山形県庄内総合支庁農村計画課、各市町村の農政担当課にお尋ね下さい。

事業内容(事業内容によって農家負担の割合が違います。)

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ☆転作畑対策～転作田を固定して利用する場合の排水対策 | 農家負担なし |
| ☆田畑輪換対策～転作田を“田畑輪換”して利用する場合の排水対策 | 農家負担5% |
| ☆永久畑転換対策～樹園地等の永久畑に転換する場合の排水対策 | 農家負担なし |

工事内容

もみ殻を使った補助暗渠(本暗渠に直角方向に、約2m間隔で入れます)を中心に、転作田の状況に応じて、次のような排水工事ができます。

- ☆転作畑対策～基盤造成、暗渠排水、補助暗渠等
- ☆田畑輪換対策～主にもみ殻入り補助暗渠等
- ☆永久畑転換対策～客土、暗渠排水等

考えられるデメリット

復田するための助成がありません。また畑作により、暗渠排水のもみ殻の腐食が進行します。

平成13年度から当土地改良区管内(松山町内郷地内)にも展示圃場が有り様々実施効果についての調査が行われております。

実験の効果として

迅速な排水	⇒	湿害の回避 大規模栽培の管理・収穫が楽に 天候に左右されない計画的な農作業 いろいろな畑作が可能
地下かんがい	⇒	適時かんがい 土の水分調整 防除効果アップ

□□□□水田畑地化関係の主な事業要検討一覧表□□□□

区 分	県営事業	団体営事業	県単独事業
事業名	水田農業振興緊急整備事業	農地等高度利用促進事業 (農地維持保全型)	地産池消形成 畑地化整備支援事業
受益面積	20ha以上	5 ha以上	2 ha以上 (中山間地域は 1 ha以上)
団地化要件	次のいずれかに該当する転作団地を事業の対象とする。 1) 4 ha以上の団地 2) 転作推進地区の転作面積の2/3以上が1 ha以上の団地であり、かつ1/3以上が2 ha以上の団地である、転作推進地区において1 ha以上の団地 3) 地形勾配が1/100以上の区域では、1 ha以上の団地		20 a 以上の転作団地を事業対象とする
転作期間要件	概ね事業実施後8年、最低5年以上畑作をすること		当面固定畑として利用
農家要件	事業区域の50%以上で生産組織または担い手農家が営農を行うこと		
作物連担要件	麦・大豆・飼料作物にあっては1作物1 ha以上の連担であること。連作対策の野菜は麦大豆の連担とみなす。		
作物要件	事業区域の作付け面積に占める麦・大豆・飼料作物・枝豆・そばの割合が50%以上であること。 または [野菜型] 産地改革計画が策定されているネギ・玉ネギ・ナス・ニンニク・トマト・ピーマンを露地で2 ha以上、施設で1 ha以上作付けること。	事業区域の作付け面積に占める麦・大豆・飼料作物・転作作物(地域特産品)の割合が30%以上であること。 または [野菜型] 左記と同様に露地で1 ha以上、施設で0.5ha以上作付けること。	地域特産品による地域づくり 少量多品目生産による地産池消の推進 営農及び販売計画の策定
負担割合	国 50[55] % 県 35% 市町村 15[10] % ※但し田畑輪換は次による 国 50% 県 32.5% 市町村 12.5% 農家 5%	国 50[55] % 県 30% 市町村 20[15] % ※但し田畑輪換は次による 国 50[55] % 県 25% 市町村 20% 農家 5%	県 60% 地元 40% 地元は市町村と農家

対象工種	暗渠排水	○
	補助暗渠	○* *は、田畑輪換の対象工種である
	地下かんがい	○*
	客土	○
	土壌改良	○
概算事業費	暗渠排水	200千円/10 a
	補助暗渠	90千円/10 a
	地下かんがい	30千円/10 a
	土壌改良	20千円/10 a

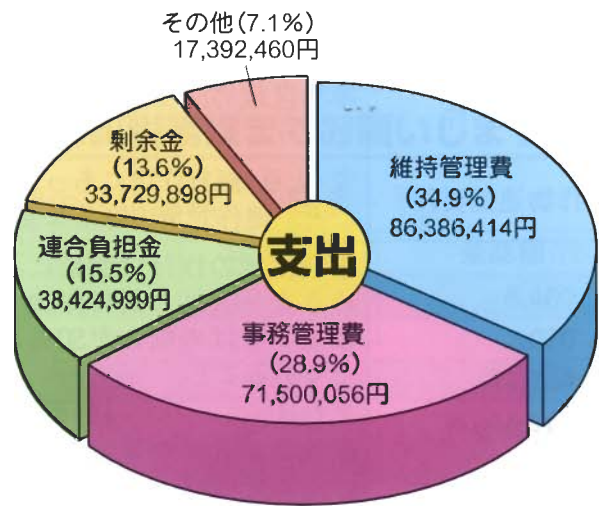
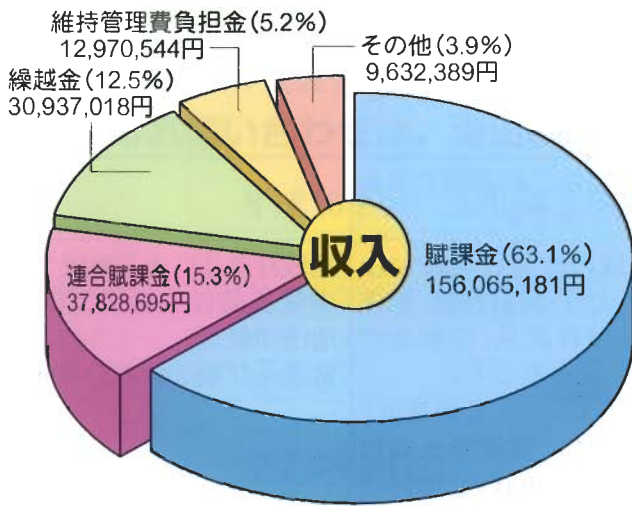
平成14年度決算

平成14年度決算



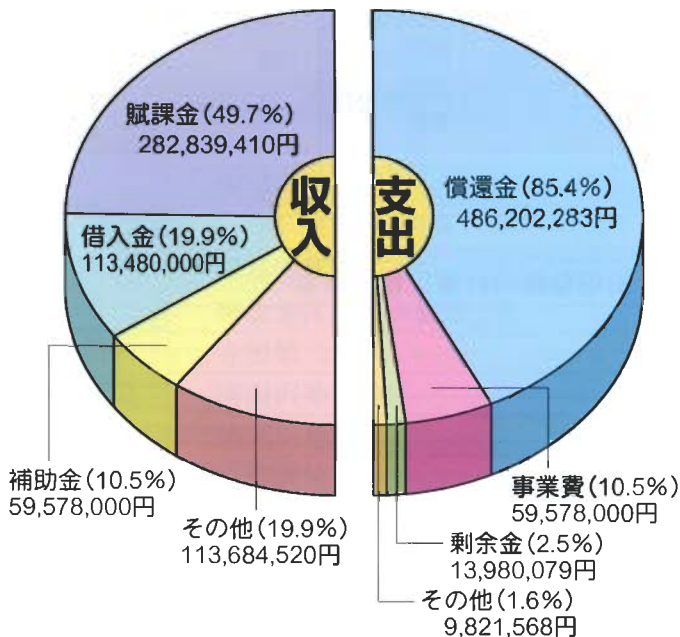
議長 (平向徳正総代)

☆一般会計 収入 247,433,827円
 支出 213,703,929円
 差引額 33,729,898円
 平成15年度に繰越す。



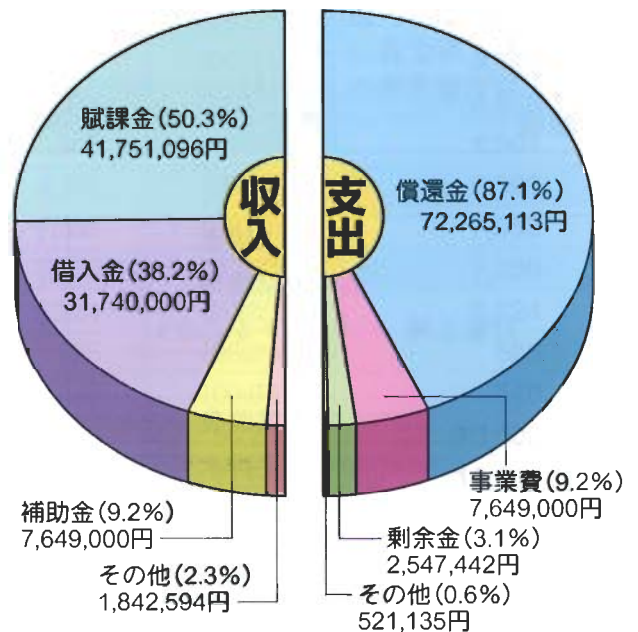
☆県営土地改良事業特別会計

収入 569,581,930円
 支出 555,601,851円
 差引額 13,980,079円
 平成15年度に繰越す。



☆団体営土地改良事業特別会計

収入 82,982,690円
 支出 80,435,248円
 差引額 2,547,442円
 平成15年度に繰越す。





総代会開催状況

平成14年度の決算については、平成15年8月29日開催の平成15年度第1回臨時総代会において承認されました。

☆その他の特別会計の決算状況

(単位：円)

番号	会計区分	収入決算額	支出決算額	差引額	備考
1	担い手育成支援事業	67,734,180	67,730,331	3,849	平成15年度に繰越す
2	役員退任慰労金	5,377,740	5,168,000	209,740	平成15年度に繰越す
3	水源涵養林	22,185,959	8,655	22,177,304	平成15年度に繰越す
4	事務所等維持管理	2,812,896	276,918	2,535,978	平成15年度に繰越す
5	決済金	91,435,256	775,387	90,659,869	平成15年度に繰越す
6	土地改良事業積立金	140,775,772	0	140,775,772	平成15年度に繰越す
7	顕彰金	4,305,614	1,397,750	2,907,864	平成15年度に繰越す
8	自動車償却及び購入基金積立金	2,018,380	0	2,018,380	平成15年度に繰越す
9	職員退職給与	51,500,152	21,117,000	30,383,152	平成15年度に繰越す
10	大町溝土地改良区史編纂	1,636,650	633,285	1,003,365	平成15年度土地改良事業積立金特別会計に繰入する。
	計	389,782,599	97,107,326	292,675,273	

ぜにんりつ

平成15年分確定申告用賦課金は認率決定

☆^{ぜにんがく}是認額について

土地改良区に納付した賦課金については確定申告に際し、全額必要経費として認められる性質のものではありません。

一定の是認（ぜにん）割合で掛けた是認額が必要経費として認定されることとなっております。

是認割合の算定は、

“ほ場整備の実施により農地の価値が上がった分を個人の永久資産ととらえ、農業経営の必要経費としては繰延資産分しか含まれない。”

という税務上の判断から、工事費の中からその永久資産経費を除くため工事費の内訳に基づいて、工事費に対する繰延資産取得率を各ほ場整備実施地区毎に算定し、下記「是認額の計算式」より計算した金額が是認額となっております。

※注意事項※

- ・10a当たりの賦課金が10,000円未満の地区は、全額。
- ・10a当たりの賦課金が10,000円以上の地区は、必要経費の試算により最低でも10,000円。

詳細のお問い合わせは、酒田税務署または各市町税務課までお願いします。

平成15年分 大町溝土地改良区賦課金（是認額）一覧表

科目	工区等	10a当り賦課金(円)	是認割合	是認額(円)
(一般会計)	經常・連合賦課	6,460	100.0%	6,460
(特別会計) 県営土地改良	飛鳥地区排水対策	2,070	100.0%	2,070
	内郷地区	13,690	86.1%	11,784
	山元地区	13,980	75.6%	10,556
	中平田東地区	13,860	79.4%	11,003
	南平田地区	12,390	81.1%	10,046
	西平田地区	田 13,405	84.6%	11,328
	同	畑 8,040	100.0%	8,040
	中平田南地区	田 10,380	96.5%	10,010
	同	畑 6,230	100.0%	6,230
	大正溝地区	16,435	83.7%	13,748
	砂越地区	田 12,295	81.4%	10,000
	同	畑 7,380	100.0%	7,380
	同(茨野新田H10繰償分)	9,135	100.0%	9,135
	同(H12繰償分)	田 8,846	100.0%	8,846
	同	畑 5,307	100.0%	5,307
	中平田西地区	9,395	100.0%	9,395
	同(H14繰償分)	7,553	100.0%	7,553
	飛鳥砂越地区	7,350	100.0%	7,350
	楢橋地区(H9繰償分)	5,224	100.0%	5,224
	(特別会計) 団営土地改良	寺田第二地区	585	100.0%
南田沢第二地区		540	100.0%	540
相沢川地区		10,400	96.2%	10,000
上郷溝地区		13,405	74.6%	10,000
石名坂地区		15,445	76.2%	11,765
飛鳥地区		10,660	93.9%	10,000
山寺地区		14,520	79.5%	11,543

☆是認額の計算式

$$\begin{aligned}
 & (\text{賦課額より維持管理費を除いた額} \times \overset{\text{※注1}}{\text{繰延資産取得率}}) + \overset{\text{※注2}}{\text{維持管理費}} = \text{地区是認額} \\
 & \text{地区是認額} \div \text{地区面積} = 10 \text{ a 当たり是認額} \\
 & \text{繰延資産取得率} \quad C + C' / A = C / D
 \end{aligned}$$

事業費（取得費）の内訳

B	C	B'	C'
永久資産	繰延資産	共通経費	
整地工 用地補償 換地費	用排水工 道路工 暗渠排水 客土工 営繕費	工事雑費 測量試験費 事務費	
← D →			
← A →			

※注1…繰延資産取得率とは、事業費全体の中で道水路工事費等の占める割合です。

※注2…維持管理費とは、賦課事務費と当年の償還利子額を合わせた額です。



☆賦課金の納入について☆

土地改良区の運営は、すべて受益地の農地からいただく賦課金によってまかなわれており、大変重要なものです。そのため土地改良区から賦課されている徴収金の先取特権の順位は、国税、地方税に次ぐ大変重要な位置付けをされております。

ほ場整備事業等の償還金となる特別会計の賦課金についても同様です。特に特別会計賦課金については、賦課金のほとんどがほ場整備事業費の債務返済のための資金であり、少しでも賦課金の単価を下げるため賦課金徴収に係る電算費用等の事務費につきましても最低の費用しか見ておらず財源に余裕がない状態です。組合員の皆さんから期限までに完納いただけない場合、農林公庫や、JA庄内みどりに償還ができなくなることになり、ほ場整備を行った地区全体に迷惑がかかることとなります。

しかしながら、厳しい農業情勢のなかで未収金が増える傾向となっており、このままでは事業の運営に支障を来すことになりかねない状況となっており。

土地改良区としましても未納を容認することはできなく、納入いただくようさまざまな対応を個別に行わせていただいております。

どうしても納期限までに納入できない方は、事前に会計係までご連絡いただければ、分割納入等さまざまな納入方法についてのご相談をお受けいたします。

何もご連絡がないままに未納されますと税金同様、国税徴収法に準じて差し押さえ等の滞納処分をさせていただきますこととなりますので必ずご連絡下さるようお願いいたします。

農地に変更があった場合はすぐに届出を!

◎大町溝では、賦課金算出の基となる面積を毎年二月末日現在で決定しております。平成十六年度の賦課面積異動も今年の二月二十七日(金)までとなっております。農地の権利等に移動のときは組合員自ら土地改良区に届出てください。心当たりの方は次に記載されている書類をご持参のうえ、変更の手続きをしていただきます。

なお、せっかく手続きをしても二月二十七日(金)を過ぎると平成十六年度の賦課金の変更はできませんのでご注意ください。

また、農地を転用等する場合も速やかに大町溝に届出をしていただくようお願いいたします。

☆所有権、耕作権等の変更の場合

◎所轄農業委員会の許可書または、その土地の登記簿写し及び両者の印鑑を持参してください。大町溝所定の用紙(組合員資格得喪通知書)で手続きが必要です。

※農業委員会の手続きだけでは大町溝の面積は変わりません。

なお、現組合員の死亡による相続によって新たに組合員になれる方も組合員変更の手続きが必要です。その場合は相続登記完了後に「新しく組合員となる方の印鑑」をご持参いただくだけで結構です。

☆農地を転用する場合

一、一般転用の場合

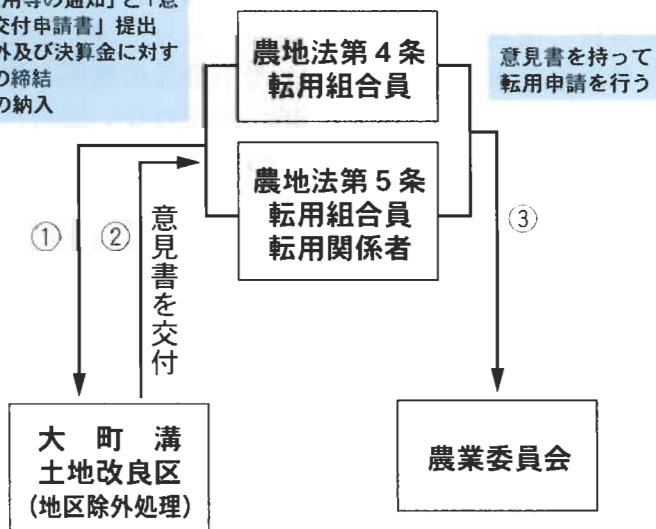
◎所轄農業委員会への転用申請前に大町溝へ登記簿謄本の写し、位置図、公図謄写図、転用組合員及び転用関係者の印鑑を持参していただき、大町溝に対し「農地転用等の通知」と「意見書の交付申請書」を提出し、その後大町溝と転用組合員及び転用関係者との間で除外に関する協定を結び、決済金納入後に意見書が交付され地区除外となります。その後所轄農業委員会に大町溝の意見書を添付して転用の申請を行うこととなります。

二、公共事業による買収の場合

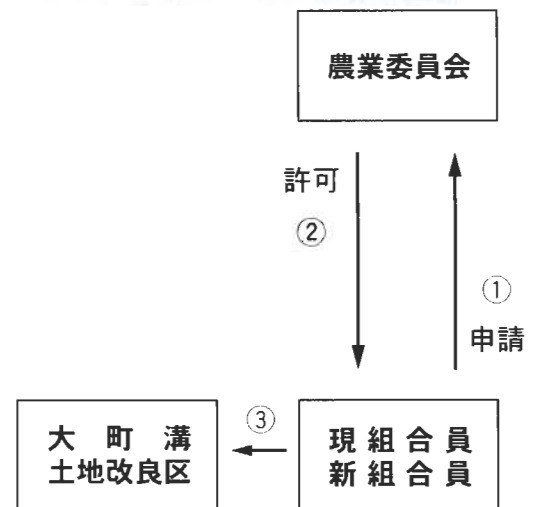
◎一般転用と違い「農地転用等の通知」及び「意見書の交付申請書」の提出の必要はありません。ただし、地区除外及び決済金に対する協定を結ぶ必要があるために「組合員の印鑑が必要」です。大町溝へ決済金を納入し地区除外となります。公共事業で関係者が多い場合、再度ご参集いただくことが困難なため、用地買収契約の際に手続きしていただくことも可能です。公共事業による農地の買収の場合、大町溝に連絡がないままに行われることが多く見受けられ、そのままにしておきますと翌年度以降も賦課金を課せられて組合員の方が非常に不利益なことになりますので、公共事業が実施される場合は、事業主体(買主)に大町溝への連絡の有無を確認されるか、「大町溝財務係までご一報下さい」。

☆転用をする場合

1. 「農地転用等の通知」と「意見書の交付申請書」提出
2. 地区除外及び決済金に対する協定の締結
3. 決済金の納入



☆所有権、耕作権等の変更の場合



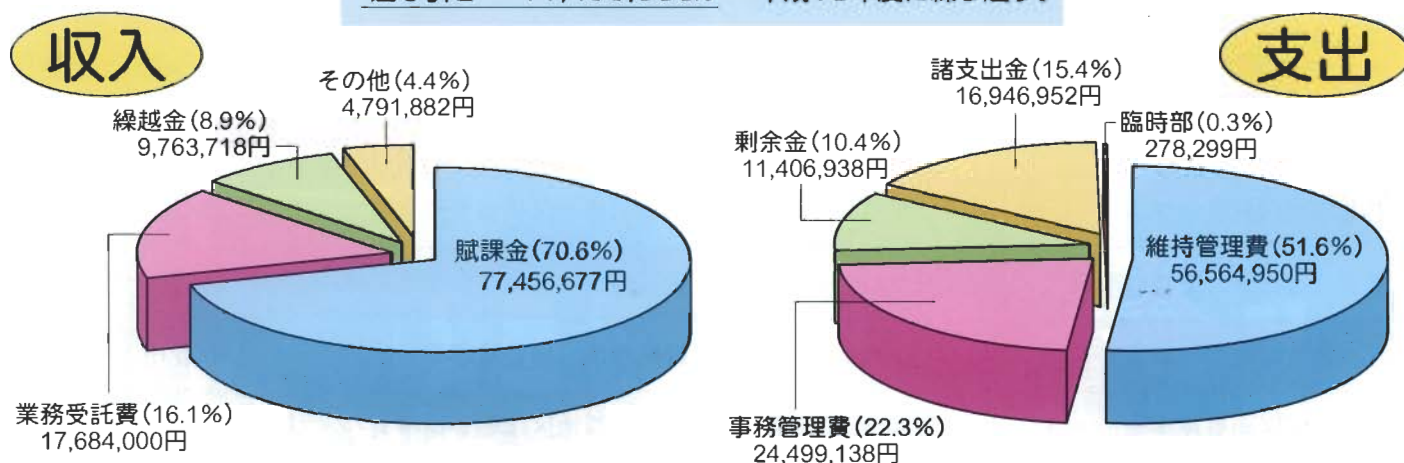
組合員自ら許可書を持って行う

最上川下流右岸土地改良区連合 平成14年度決算状況

☆一般会計

収 入	109,696,277円
支 出	98,289,339円
差し引き	11,406,938円

平成15年度に繰り越す。



☆その他の特別会計

単価 (円)

予 算 科 目	収入決算額	支出決算額	収入支出差引残額	備 考
自動車償却及び購入基金	567,553	0	567,553	平成15年度に繰越す
職員退職給与金	31,203,681	0	31,203,681	平成15年度に繰越す
役員退任慰労金	1,369,075	225,000	1,144,075	平成15年度に繰越す
褒賞金	1,228,680	289,620	939,060	平成15年度に繰越す
事務所整備資金	269,313	0	269,313	平成15年度に繰越す
財政調整資金	69,745,610	0	69,745,610	平成15年度に繰越す
有終会記念碑敷地維持管理	32,148,411	31,859,865	288,546	会計廃止により平成15年度一般会計へ繰出する。
計	136,532,323	32,374,485	104,157,838	

☆最上川下流右岸土地改良区連合財産の状況

区 分	土地 (敷地等)	土地 (山林原野等)	建 物
面 積	6,553.05㎡	18,007.00㎡	457.86㎡

☆最上川下流右岸土地改良区所属土地改良区の現状

項 目	大町溝土地改良区	日向川土地改良区	合 計
地区総面積	2,954.9 h a	5,620.7 h a	8,575.6 h a
内 国営事業関係面積	2,829.7 h a	3,462.7 h a	6,292.4 h a
組合員数	1,777人	3,663人	5,440人
内 国営事業関係組合員数	1,701人	1,989人	3,690人

財務状況のあらまし

平成15年3月31日現在

☆長期借入金の状況

※借入償還実績であり、計画ではありません。




事業名	未償還元金 (千円)	償還最終年度	事業名	未償還元金 (千円)	償還最終年度
寺田第二地区かんがい排水事業	349	H19	中平田東地区ほ場整備事業	225,184	H18
南田沢第二地区かんがい排水事業	952	26	南平田地区ほ場整備事業	200,394	25
上郷溝地区区画整理事業	77,000	18	西平田地区ほ場整備事業	686,135	25
石名坂地区区画整理事業	21,319	18	中平田南地区ほ場整備事業	370,140	32
飛鳥地区排水対策特別事業	7,410	24	大正溝地区ほ場整備事業	244,119	33
飛鳥地区区画整理事業	57,246	25	砂越地区ほ場整備事業	307,719	35
山寺地区区画整理事業	136,580	28	中平田西地区ほ場整備事業	153,554	34
内郷地区ほ場整備事業	434,781	24	飛鳥砂越地区ほ場整備事業	28,526	25
山元地区ほ場整備事業	206,905	25	合 計	3,158,313	

☆平準化事業資金借入金の状況

※借入償還実績であり、計画ではありません。計画については区報第123号をご覧ください。

事業名	未償還元金 (千円)	償還最終年度	事業名	未償還元金 (千円)	償還最終年度
相沢川地区区画整理事業	9,820	H23	山元地区ほ場整備事業	90,020	H24
上郷溝地区区画整理事業	74,160	24	中平田東地区ほ場整備事業	92,450	24
石名坂地区区画整理事業	19,590	24	南平田地区ほ場整備事業	83,840	24
飛鳥地区区画整理事業	27,150	24	西平田地区ほ場整備事業	67,480	24
山寺地区区画整理事業	31,850	24	中平田南地区ほ場整備事業	12,910	24
内郷地区ほ場整備事業	119,550	24	合 計	628,820	

☆区有財産の状況

◎土地(敷地等) 8,965.94㎡ 	◎山林(山林等) 399,211.16㎡ 	◎建物(面積) 863.28㎡ 	◎自動車 7台 	◎バイク・スクーター 3台 	◎有価証券 出資金 1,483,500円
--	--	---	--	---	----------------------------